平成２６年（フ）第６３号
北海道滝川市江部乙町西11丁目12―58、住民票上の住所北海道滝川市江部乙町4115番地
債務者　順吉　幸祐
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
岩手県一関市字沢243番地６　プレステージ21・201
債務者　熊谷　設雄
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３１９号
盛岡市西仙北２丁目17番８号、旧住所盛岡市東仙北２丁目８番14号
債務者　鈴木　葉子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３５号
岩手県二戸市仁左平字横手８番地２
債務者　沖野　豊子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第４５号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂112番地19
債務者　魚住　明美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第８２号
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3460番地１、前住所福島県南会津郡南会津町田島字会下甲3178番地　町営住宅会下団地１棟５号
債務者　小寺　賢一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
岐阜県中津川市駒場1219番地の１　山手団地３号棟２号
債務者　神野　隆行
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３０１号
愛知県一宮市浅野字青石28番地３　パビリオン一宮501号
債務者　齋藤　正樹
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３８号
岡山県津山市山北401番地６
債務者　大谷　博康
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１０９号
長崎県大村市三城町1011番地　県営三城アパートＣ棟204号、前住所長崎県大村市協和町698番地１
債務者　東山　博美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
茨城県日立市諏訪町５丁目34番15号、住民票上の住所茨城県日立市西成沢町４丁目38番47号
債務者　山下　洋介
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３８０号
新潟市西区小針が丘１番11号
債務者　赤原　鹿蔵
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
和歌山県西牟婁郡白浜町1474番地の６　玉置荘102号
債務者　荻野千惠子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第５９号
和歌山県西牟婁郡白浜町1082番地の８
債務者　松木平冨美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４５号
広島県世羅郡世羅町大字黒川3217番地
債務者　原田カツヱ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第４６号
広島県世羅郡世羅町大字黒川3217番地
債務者　原田　崇生
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第３５６号
北海道北斗市七重浜８丁目20番12号　コーポ金沢102
債務者　土橋　愛子（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
函館地方裁判所